

広報 皐ヶ丘

発行 皐ヶ丘自治会
皐ヶ丘 3 丁目 142 番地
電話/FAX 64-2834
Email stkjichi@ma.ctl.ne.jp
皐ヶ丘自治会ホームページ
<http://www.ctl.ne.jp/~stkjichi/>

広報「皐ヶ丘」は毎月約 1300 世帯で読まれています。会員の皆様から載せたい情報・記事・写真などを募集しています。情報・記事・写真はタイトル右のメールアドレスへお願いします（情報は WORD か EXCEL で）。締め切りは毎月 15 日です。なお、原稿は審査をさせていただきます。

あけましておめでとうございます

皐ヶ丘の皆様のご多幸とご健康をお祈り申し上げます 皐ヶ丘自治会

無償ボランティア「草刈り倶楽部」を発足します

自治会長 田中喜夫

「環美会」が解散されます

皐ヶ丘地区にはホープ計画により 9 カ所の大公園、14 ケ所の小公園、多くの緑道等 8 万㎡の公共用地があります。

令和 5 年度まではすべてを有償ボランティア「環美会」に委託して緑一杯の街の維持に努めて頂きました。2012 年 4 月からスタートされましたが、今年度末で高齢化と会員の減少により解散されます。熱い夏の活動は大変ご苦労をされたことと思います。携わった皆様に感謝申し上げます。

「草刈り倶楽部」を発足します

今年度は「環美会」が大公園を、自治会の有志と環境部が小公園と緑道を近隣の住民の方々の協力の下に草刈り・剪定をしてきました。その一年間の実証体験を生かし発展させて無償ボランティア「草刈り倶楽部」を発足することにします。

「草刈り倶楽部」とは

「草刈り倶楽部」は街づくり推進団体として自治会の助成金で運営されます。予想される部員は 43 期自治会役員有志、44 期環境部員、現在自主的に小公園・緑道の世話をし下さる住民、時間に余裕のある方、これからの希望者などです。現在、宝くじの社会貢献事業であるコミュニティ助成に申請をしています。草刈り機 13 台・バリカン 10 台・ブロー 3 台と保管倉庫が令和 7 年 4 月に揃う予定です。

これらの備品はすべて充電式ですので初心者や女性の方も簡単に利用できます。

この機会に関心のある方に自宅の庭の草刈り・剪定をして頂き、備品の使い方に慣れていただきたいと思います。余力があれば隣接の緑道、小公園を綺麗にしていいただければ幸いです。

そんな方には是非「草刈り倶楽部」に登録して頂きたいです。

令和 7 年度の公共用地の維持管理の方向性について

令和 7 年度「草刈り倶楽部」の活動力は未知数ですので一部を造園業者に委託し残りをすべて「草刈り倶楽部」が請負います。時には後片付けを近隣の住民の方々にお願いできれば幸いです。

継続性のある組織を目指したいと思います。

★「草刈り倶楽部」についての問い合わせ先

<皐ヶ丘自治会 事務所>
TEL 0574-64-2834
e-mail stkjichi@ma.ctl.ne.jp

<自治会長 田中喜夫>
TEL 090-4868-5273
e-mail jimmy-o423@ma.ctl.ne.jp

お知らせ&お願い

1丁目集会所の改修を実施しました

☆総務部

集会所を快適にご利用頂けるよう、老朽化により、傷んでいた床、故障していたエアコンの改修が完了しました。

★改修前

写真では、わかりにくいかもしれませんが、床は一部ベコベコでした



★改修中

古い床がはがされました

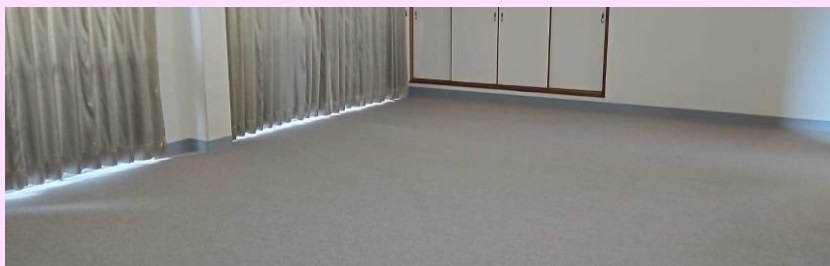


新しい床を張りました



★改修後

新しいカーペットに張り替え、新しいエアコンになりました



皐ヶ丘には1丁目と3丁目に集会所があります。以下の目的でご利用できます。
(皐ヶ丘集会所使用規則より抜粋)

- ・自治会等役員会の開催、その他自治会等が主催する行事
- ・自治会員の会合、その他会員が主催する諸行事
- ・自治会員が使用し、もしくは参加する物品展示会、各種けいこ事、講習会等
- ・自治会員の冠婚葬祭の行事
- ・但し、特定の政治的及び宗教的活動を目的とする使用はできません

<お問合せ先>

自治会事務所

(電話:0574-64-2834、受付時間:月～金 10:00～12:00、13:00～16:00)

有志草刈り活動の結果報告

☆環境部

5月から始めた「自治会有志による草刈り活動」ですが、毎回多くの住民の方々に参加頂き、11月末までの**累計参加者は、のべ422名に達しました！**

年齢層も幅広く、把握している限りで、小学生から94歳の方まで参加して頂きました。

多くの住民の方々に参加頂き、あらためて心から感謝申し上げます。

有志草刈りは11月末で一旦終了し、来年3月から再始動予定です。

実施日	場所	参加人数	備考
5月 4日(土)	地区センター北西／ 三角州小	6名	第1回月1活動
6月 1日(土)	①5丁目東側外周剪定 ②9丁目北側外周歩道	17名	第2回月1活動
7月 6日(土)	①9丁目緑道 ②9丁目小公園2箇所	25名	第3回月1活動
25日(木)	4丁目外周道路ガードレール外側	4名	
31日(水)	9丁目恐竜公園 防災倉庫前	1名	
8月 10(土)	①8丁目緑道 ②8丁目南側歩道草刈り、サツキ剪定	15名	第4回月1活動
	2丁目小公園	1名	
15(木)	4丁目小公園(南側)	3名	
21(水)	地区センター北西／ 三角州小(2回目)	2名	
23(金)	4丁目小公園(北側)	7名	
5(木)	6丁目小公園(中央)	5名	
6(金)	6丁目小公園(南側)	4名	
8(日)	①7丁目緑道 ②7丁目小公園(東側)	30名	第5回月1活動
9月 10(火)	8丁目小公園(北側)	4名	
12(木)	5丁目小公園(南側)	4名	
16(月)	9丁目北側外周歩道	33名	第6回月1活動
19(木)	9丁目北側外周歩道仕上げ	3名	
22(日)	地区センター西側住宅側歩道(北側)	7名	
26(木)	8丁目小公園(東側) 地区センター西側住宅側歩道(南側)	4名	
30(月)	防火水槽(4丁目3か所、5丁目1か所)	8名	
3(木)	9丁目西側外周歩道	13名	
5(土)	①5丁目北側外周のサツキ剪定 ②5丁目小公園(北側)	30名	第7回月1活動
10(木)	9丁目小公園(東側) (2回目)	7名	
14(月)	5丁目東側外周剪定 (2回目)	29名	第8回月1活動
17(木)	8丁目小公園(南側)	7名	
21(月)	1丁目西公園(アオキ裏)	11名	
24(木)	7丁目西側歩道、緑道	6名	
26(土)	2丁目小公園(2回目)	1名	
28(月)	5丁目北西側外周剪定、9丁目防火水槽周り	18名	
31(木)	9丁目緑道南側	7名	
11月 4(月)	中学校北側歩道(両側)	24名	第9回月1活動
7(木)	地区センター北西/三角州(3回目) 4丁目北側外周ガード外、9丁目緑道	8名	
14(木)	8丁目西側バス道 山側段差上(帝京前)	8名	
21(木)	8丁目西側住宅横歩道裏(大公園南側)	9名	
24(日)	8丁目9丁目バス道(落ち葉回収)	32名	第10回月1活動
25(月)	8丁目9丁目バス道(草刈り)	11名	
28(木)	6丁目7丁目バス道	18名	
		計 422名	



防犯部より

防犯対策は大丈夫でしょうか？

桜ヶ丘において、タイヤ盗難が相次ぎ、皐ヶ丘においては、『屋根修理します』なんて怪しい青い作業服のにーちゃんがウロウロ・・・

クリスマス、年末年始を控え、気が緩むとき、今一度、我が家の防犯対策は大丈夫でしょうか？

『防犯 4 原則』 ご存知ですか？

① 時間

<家に入る時間をかけさせる>

鍵を 2 重 3 重にする、窓にフィルムを貼るなど、5 分以上の時間をかけさせ諦めさせる。

② 光

<家の周りを明るくする>

夜には門灯を必ず点灯させる。
センサーライトがあり、移動に合わせて明るくなる。

③ 音

<大きな音で諦めさせる>

防犯砂利を敷き詰める。
窓を開けると警告音になる。

④ 地域 の 目

<地域 の 目 で 街 を 守 る>

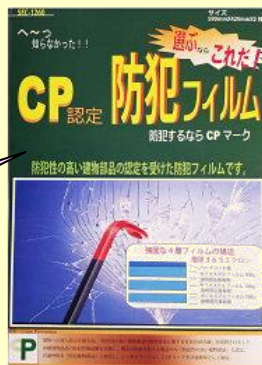
普段から近所と挨拶を交わしている。近所と交流がある家は、怪しい人がいたと教えるのを嫌がる。

『CP マーク』 ご存知ですか？

平成 16 年 4 月、警察庁より公表された**防犯建物部品**に使用されている。



ホームセンター等で販売されているフィルムを貼って備えましょう。



『マーキング』 ご存知ですか？

玄関、表札、ポスト、インターフォン、ガスメーター等に、印をつけてドロボウが仲間に情報を伝える方法です。文字とか、マークがつけてあります。見つけたら、写真を撮って警察に連絡し、印は素早く消してください。

M,S(男性一人暮らし)、O(入りやすい)
×(やめとけ) などを示します。
ご自宅を確認してください。

皐ヶ丘近辺の

歴史風土記 9

齊藤 千勝

可児市北東部から御嵩町西部にかけて存在したとされる明智荘は平安初期にはありません。明智の前、弥生時代中期から古墳時代にかけては川に囲まれた集落や水田、古



代以降の水田と溝や川、中世の館(やかた)を中心とした集落が確認されています。奈良時代には道をつくり、それを用いて土地を方形に仕切る条里制地割(じょうりせいじわり)という水田区割りも確認されている場所です。この明智荘には、美濃国守護職土岐氏の一族が入り、土岐明智氏を名乗って代々明智荘を支配したという伝承が残されており、明智光秀のゆかりの地と言われています。顔戸城は室町時代初期の構築になるとされ、城といっても居館と考えられています。城は東西約 180m、南北約 150mの規模で全体が台形状を呈しており、外周は敵の侵入を防ぐ深い堀と高い土塁がめぐらされています。平地でこれほどの規模の城跡が残っているのは全国的にも極めて珍しく、特に今も残る土塁から堀底まで最大で高さが約 10m 近くの外堀は壮観です。

応仁の乱(1467~1477 年)の頃、中央政権をも揺るがすと云われた武将が、この顔戸の地で活躍していました。その武将が歴史に今も名を残す齊藤妙椿その人です。妙椿はこの顔戸の地に東・北・西の三方に戦いに備えるための豪壮な空堀と土塁を設け、南は可児川の自然の流れを防御施設に利用した平城「顔戸城」を築城し、東美濃の守りの拠点としました。妙椿はもとは八百津の西山浄土宗善恵寺で僧侶としての修行をしていましたが、長禄四年(1460 年)守護代を努めていた兄利永が世を去ったため、仏道を捨て、政界に乗り出し頭角を現した人です。顔戸城が明智城ではないとも言われています。

参考「斎藤妙椿・妙純」、「可児町史」等。 次回は瑞泉寺です。

防災ワンポイントアドバイス

災害にあった後に・・・

生活に必要な書類を失くした時は・・・

○預貯金通帳・カード・印鑑

通帳、保険証券や印鑑などを紛失した場合でも、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社などでは、本人確認が出来れば、預貯金の払い戻しや保険金の支払いが受けられます。

○年金手帳、年金証書、年金保険料納付書

年金手帳、年金証書、年金保険料納付書を紛失した場合は、運転免許証や罹災証明書などがあれば持参し、本人確認が出来れば再交付されます。

○運転免許証・運転経歴証明書

自動車運転免許証や運転経歴証明書を紛失した場合は、通常の再発行手続きを行うことになりますが、再発行手数料や自動車保管場所証明申請などの手数料が免除されることがあります。

○登記済証(権利証)、登記識別情報

登記済証(権利証)あるいは登記識別情報は、売買、相続、抵当権設定に際して登記名義人本人からの申請であることを認識する資料として登記所に提出することとされていますが、災害によりこれらの本人確認資料を災害で紛失して提出できない場合は、事前通知制度の活用や司法書士などの資格者に委任する方法により、手続きを行うことになります。

いざ！という時、あなたの命を守る手段になりますよ。ご安全に！

(副会長 防災・防犯担当防災士：藤村祐子)